

証券コード 5528

2025年12月9日

(電子提供措置の開始日 2025年12月2日)

株主各位

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号
オーシャンゲートみなとみらい8階
株式会社フロンティアハウス
代表取締役社長CEO 佐藤 勝彦

臨時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.frontier-house.co.jp/ir/>

また、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「フロンティアハウス」または「コード」に当社証券コード「5528」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月23日(火曜日)午後6時までに当社へ到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月24日(水曜日)午前11時(受付開始予定 午前10時30分)

2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号
オーシャンゲートみなとみらい10階
当社本社会議室

3. 目的事項

決議事項

議 案 当社と株式会社 tao tableとの合併契約承認の件

4. その他招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 当社と株式会社 tao table との合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社の完全子会社である株式会社 tao table(以下、「tao table」という。)は、当社グループにおいて飲食店運営を展開してまいりましたが、当社グループ全体で保有する経営資源の効率化及び組織の一体化を図るため、2025年10月28日開催の取締役会において、当社を存続会社、tao table を消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)を行う旨を決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。

本合併に伴い、当社においては合併差損(抱合せ株式消滅差損)が生じることが見込まれるため、会社法第795条第1項、第796条第2項ただし書き及び第795条第2項第1号に基づき、本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及び tao table が 2025 年 10 月 28 日付で締結した吸収合併契約の内容は以下のとおりであります。

吸収合併契約書(写)

株式会社フロンティアハウス(住所:横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号オーシャンゲートみなとみらい8階、以下、「甲」という。)と株式会社tao table(住所:横浜市神奈川区西神奈川一丁目8番地14、以下、「乙」という。)とは、次のとおり合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(存続会社と解散会社)

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)を行い、甲は存続し、乙は解散する。

(合併をする会社の商号及び住所)

第2条 甲及び乙の商号及び住所は次の各号に掲げるとおりである。

(1)甲： 吸収合併存続会社

商号 株式会社フロンティアハウス

住所 横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号オーシャンゲートみなとみらい8階

(2)乙： 吸収合併消滅会社

商号 株式会社 tao table

住所 横浜市神奈川区西神奈川一丁目8番地14

(合併の対価)

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、甲の株式、金銭その他の財産の交付は行わない。

(効力発生日)

第4条 本合併が効力を発生する日(以下、「効力発生日」という。)は 2025 年 12 月 25 日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

(増加すべき存続会社の資本金等)

第5条 甲は、本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額を増加しないものとする。

(合併承認決議)

第6条 甲は効力発生日までに、株主総会(以下、「合併承認総会」という。)を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。乙においては会社法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(役員の任期)

第7条 甲の取締役及び監査役に就任している者の任期は、本合併の影響を受けないものとする。

(財産の承継)

第8条 甲は、効力発生日前日の乙の資産及び負債並びに権利義務の一切を承継するものとする。

(善管注意義務)

第9条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行、財産の管理・運営を行うものとする。また、その財産に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議して合意の上、これを実行するものとする。

(解散費用)

第10条 本合併の効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第11条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変動を生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事象が発見された場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除できるものとする。

(本契約の効力)

第12条 本契約は、甲の合併承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の許可、認可、承認若しくは登録等が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第13条 本契約に定めるもののほか、本合併に関して必要な事項は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2025年10月28日

甲

横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号
オーシャンゲートみなとみらい8階
株式会社フロンティアハウス
代表取締役 佐藤 勝彦

乙

横浜市神奈川区西神奈川一丁目8番地14
株式会社tao table
代表取締役 山岸 のぶ子

3. 会社法施行規則第 191 条に定める事項の内容の概要

(1)合併対価の相当性に関する事項

tao table は当社の完全子会社であるため、当社は、本合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

(2)新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3)吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

tao table の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、「4. tao table の最終事業年度に係る計算書類等」のとおりであります。

(4)吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(5)吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. tao table の最終事業年度に係る計算書類等

tao table の最終事業年度に係る計算書類については、以下のとおりであります。

事 業 報 告 (写)

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当事業年度は、2024年11月8日に神奈川県横浜市神奈川区にて1号店である飲食店をオープンして以降、「地域に密着した交流の場の提供」をコンセプトとしたサービス展開と、飲食店運営の基盤の確立に注力いたしました。

しかしながら、原価率の圧縮や集客等に苦戦したため、今後はマーケティングの強化やメニュー及び価格帯の精査等を通して、売上高の改善及び粗利益率の向上に注力する方針です。

これらの結果、当事業年度の売上高は17,348千円、営業損失は18,019千円、経常損失は18,579千円、当期純損失は20,035千円となりました。

(2)主要な事業内容

飲食店の運営

(3)従業員の状況

2名

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 2,000株

(2)発行済株式の総数 200株

(3)株主数 1名

(4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社フロンティアハウス	200	100.00

3. 会社の役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	山岸 のぶ子	
取締役	中島 奈穂美	株式会社フロンティアハウス 取締役

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【 流動資産】	5,149,207	【 流動負債】	8,931,692
現金及び預金	1,258,845	買掛金	551,704
売掛金	65,840	短期借入金	3,000,000
クレジット売掛金	347,030	一年内返済予定の長期借入金	4,272,000
商品	226,711	預り金	162,041
貯蔵品	1,000	未払金	467,688
前払費用	320,000	未払費用	403,759
仮払金	60,225	未払法人税等	74,500
未収消費税	2,868,669	【 固定負債】	38,423,466
未収還付法人税等	887	長期借入金	32,890,000
【 固定資産】	27,663,562	繰延税金負債	1,381,332
【有形固定資産】	26,984,312	資産除去債務	4,152,134
建物	8,723,331	負債合計	47,355,158
建物附属設備	13,882,792	純資産の部	
機械及び装置	3,521,412	【株主資本】	△10,035,815
工具、器具及び備品	559,989	【 資本金】	10,000,000
一括償却資産	76,788	資本金	10,000,000
建設仮勘定	220,000	【 利益剰余金】	△20,035,815
【投資その他の資産】	679,250	【その他利益剰余金】	△20,035,815
差入保証金	20,000	繰越利益剰余金	△20,035,815
敷金	659,250	純資産合計	△10,035,815
【 繰延資産】	4,506,574	負債・純資産合計	37,319,343
創立費	323,472		
開業費	4,183,102		
資産合計	37,319,343		

損 益 計 算 書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位:円)

科 目	金 額
売上高	17,348,261
売上原価	11,451,604
売上総利益	5,896,657
販売費及び一般管理費	23,915,887
営業損失	18,019,230
営業外収益	
受取利息	5,794
雑収入	662,731
営業外費用	668,525
支払利息	535,960
創立費償却	49,764
開業費償却	643,554
経常損失	1,229,278
	18,579,983
税引前当期純損失	18,579,983
法人税等	74,500
法人税等調整額	1,381,332
当期純損失	1,455,832
	20,035,815

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
2025年6月30日まで

(単位:円)

資本金	株主資本			株主資本 合計	純資産 合計		
	利益剰余金		利益 剰余金 合計				
	その他	利益 剰余金					
	利益 剰余金	合計					
当期首残高	—	—	—	—	—		
当期変動額							
新株の発行	10,000,000			10,000,000	10,000,000		
当期純利益		△20,035,815	△20,035,815	△20,035,815	△20,035,815		
当期変動額合計	10,000,000	△20,035,815	△20,035,815	△10,035,815	△10,035,815		
当期末残高	10,000,000	△20,035,815	△20,035,815	△10,035,815	△10,035,815		

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切り下げの方法により算定)

② 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 6年

機械及び装置 8年

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

飲食店の運営

飲食店の運営による収益は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく料理等の提供であり、顧客へ料理等を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(4) その他計算書類作成のための基礎となる事項

該当事項はありません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 200株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 -株

(3) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

以上